

報道関係者 各位

令和5年10月4日

【照会先】

雇用環境・均等部 企画課

課長 吉原 幸夫

(代表)092-411-4763

労働基準部 賃金室

室長 諏訪田 浩

(代表)092-411-4578

福岡県最低賃金は、時間額941円になります

～ 福岡労働局は賃金引上げの各種支援策を展開します ～

福岡県最低賃金は、令和5年10月6日から、1時間当たりの時間額が941円に改定されます。

これに伴い、福岡労働局（局長 小野寺徳子）は、賃金引上げや生産性向上に取り組む中小企業の事業主等を支援する施策を、国の関係機関、県内自治体、労使団体等と連携して、展開してまいります。

支援策のポイント

◎ 各種助成金

- ・ 業務改善助成金（設備投資等により事業場内最低賃金の引上げた場合）
- ・ 働き方改革推進支援助成金（時間外労働削減に係る特定の措置の実施）
- ・ キャリアアップ助成金（有期雇用労働者等への正社員転換、処遇改善等）

◎ 最低賃金特設サイト

- ・ 賃金引上げに向けた取組事例の紹介
- ・ 地域、業種、職種等の平均的な賃金検察

◎ 相談窓口

- ・ 働き方改革推進支援センター（働き方改革、生産性向上策等の無料相談）

添付資料

- ・ 福岡県最低賃金リーフレット
- ・ 各種助成金及び支援策のご案内